

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

## 目 次

37

## 訓 令

- 東京都広報及び広聴事務規程の一部改正……(政策企画局戦略広報部企画調整課)……(同)……
- 東京都服務監察規程の一部改正……(総務局コンプライアンス推進部コンプライアンス推進課)……(同)……七
- 東京都職員の人事考課に関する規程の一部改正……(同)……七
- 東京都訓令第三十号
- 東京都直手当支給規程の一部改正……(同)……
- 東京都宿日直手当支給規程の一部改正……(同)……
- 東京都職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正……(総務局人事部職員支援課)……(同)……四
- 東京都宿日直勤務規程の一部改正……(同)……四
- 東京都被服貸与規程の一部改正……(同)……四
- 東京都安全衛生管理者等設置規程の一部改正……(同)……五
- 統括課長及び主任の職の指定等に関する規程の一部改正……(総務局人事部制度企画課)……(同)……五
- 統括課長代理の認定等に関する規程の一部改正……(同)……五
- 職員の給与に関する条例施行規則取扱規程の一部改正……(同)……五
- 給料の特別調整額に関する規程の一部改正……(同)……五

東京都知事 小池 百合子  
事務支所  
中一一般

東京都広報及び広聴事務規程 (昭和五十二年東京都訓令第九号) の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

第三条第二号中「住宅政策本部及び中央卸売市場」を「都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、住宅政策本部、中央卸売市場及びスタートアップ戦略推進本部」に改める。

第一条第一項第一号中「住宅政策本部長及び中央卸売市場長」を「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、住宅政策本部長、中央卸売市場長及びスタートアップ戦略推進本部長」に改める。

## 附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

## ○ 東京都訓令第三十一号

東京都知事 小池 百合子  
事務支所  
中一一般

東京都図書類取扱規程 (平成元年東京都訓令第六号) の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第二条第一号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、」を加え、「及び中央卸売市場」を「、中央卸売市場及びスタートアップ戦略推進本部」に改める。

## 附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

## ●東京都訓令第三十二号

東京都知事 小池百合子

東京都印刷物取扱規程(昭和二十八年東京都訓令甲第五十五号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第二条第一号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、」を加え、「及び中央卸売市場」を「、中央卸売市場及びスタートアップ戦略推進本部」に改める。

## 附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

## ●東京都訓令第三十三号

東京都知事 小池百合子

東京都印刷物取扱規程(昭和四十四年東京都訓令甲第七十三号)の一部を次のように改める。

うに改める。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第二条第一項第一号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、」を加え、「及び中央卸売市場長」を「、中央卸売市場長及びスタートアップ戦略推進本部長」に改める。

## 附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

## ●東京都訓令第三十四号

東京都知事 小池百合子

東京都印刷物取扱規程(昭和二十六年東京都訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

職員の服務の宣誓に関する取扱規程(昭和二十六年東京都訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二号中「スタートアップ・国際金融都市戦略室長」を「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長」に改め、「中央卸売市場長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加える。

## 附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

## ●東京都訓令第三十五号

東京都知事 小池百合子

東京都印刷物取扱規程(昭和四十四年東京都訓令甲第七十三号)の一部を次のように改める。

## 収用委員会事務局

## 労働委員会事務局

（カスタマー・ハラスメントの禁止）

会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程（令和二年東京都訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

## 附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

第四条中「スタートアップ・国際金融都市戦略室長」を「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長」に改め、「中央卸売市場長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加える。

## 附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

## ●東京都訓令第三十六号

府 中 一 般  
事 業 所 庁  
支 所  
事 務 局  
収用委員会事務局  
労働委員会事務局

## ●東京都訓令第三十七号

府 中 一 般  
事 業 所 庁  
支 所  
事 務 局  
収用委員会事務局  
労働委員会事務局

東京都職員出勤記録及び出勤簿整理規程（昭和四十七年東京都訓令第百二十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

東京都職員服務規程（昭和四十七年東京都訓令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第四条中「スタートアップ・国際金融都市戦略室長」を「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長」に改め、「中央卸売市場長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加える。

別表一 二十の項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改め、同表中三十一の項から四十八の項までを三十二の項から四十九の項までとし、同表三十の項中「三十一」を「三十二」に改め、同項を同表三十一の項とし、同表二十九の項の次に次のように加える。

長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加え、同条第三項及び第四項中「職員カード」を「名札」に改める。

第七条の二の三の次に次の二条を加える。

三十 子育て部分休暇

子部

別表三 十七の項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改め、同表中二十八の項から四十五の項までを二十九の項から四十六の項までとし、同表二十七の項中「二十八」を「二十九」に改め、同項を同表二十八の項とし、同表二十六の項の次に次のように加える。

二十七 子育て部分休暇

子部

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

◎東京都訓令第三十九号

府 中 一 般  
事 業 所  
収用委員会事務局  
労働委員会事務局

府 中 一 般  
事 業 所  
収用委員会事務局  
労働委員会事務局

宿日直勤務規程(平成七年東京都訓令第九号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

◎東京都訓令第三十八号

府 中 一 般  
事 業 所  
収用委員会事務局  
労働委員会事務局

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都訓令第五号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第二条の二中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、

を、「中央卸売市場長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加える。

別記様式(表)中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

附 則

1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

◎東京都訓令第四十号

東京都知事 小池百合子

第三条第一項中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、」を、「中央卸売市場長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加える。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

◎東京都訓令第四十号

府 中 一 般  
事 業 所  
収用委員会事務局  
労働委員会事務局

東京都被服貸与規程(平成十三年東京都訓令第五号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第二条中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、」を、「中央卸売市場長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加える。

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

## ● 東京都訓令第四十一号

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

## ● 東京都訓令第四十三号

東京都知事	小池百合子	支	中	一	般
収用委員会事務局		事	業	所	府
労働委員会事務局		事	業	所	府

東京都安全衛生管理者等設置規程（昭和四十九年東京都訓令第四十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

「中央卸売市場」の下に「都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、」を、

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

## ● 東京都訓令第四十二号

東京都知事	小池百合子	支	中	一	般
収用委員会事務局		事	業	所	府
労働委員会事務局		事	業	所	府

第二条第一号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、」を、  
「中央卸売市場」の下に「、スタートアップ戦略推進本部」を加える。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第二条第一号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、」を、「中央卸売市場長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加える。  
統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年東京都訓令第十号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第二条第一号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、」を、「中央卸売市場長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加える。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

## ● 東京都訓令第四十四号

東京都知事	小池百合子	支	中	一	般
収用委員会事務局		事	業	所	府
労働委員会事務局		事	業	所	府

第二条第一号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、」を、「中央卸売市場長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加える。  
統括課長及び主任の職の指定等に関する規程（昭和六十一年東京都訓令第五十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

第二条第一号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、」を、「中央卸売市場長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加える。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

職員の給与に関する条例施行規則取扱規程（昭和四十年東京都訓令甲第九十九号）の一部を次のように改正する。

東京都知事	小池百合子	支	中	一	般
収用委員会事務局		事	業	所	府
労働委員会事務局		事	業	所	府



る。)、中央卸売市場(管理部及び事業部に限る。)及びスタートアップ戦略推進本部の課長に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四十六号

事 中 一 般  
序 業 所

令和七年三月三十一日

宿日直手当支給規程(昭和三十五年東京都訓令甲第四十三号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

勤務時間	支給額
五時間以上の場合	六、一〇〇円
五時間未満の場合	三、〇五〇円
五時間以上の場合	三〇、〇〇〇円
五時間未満の場合	一五、〇〇〇円
五時間以上の場合	六、七〇〇円
五時間未満の場合	三、三五〇円

を

	支給額
三〇、〇〇〇円	六、一〇〇円
六、七〇〇円	三〇、〇〇〇円
六、七〇〇円	六、一〇〇円

に改

める。

附 則

1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

2 この訓令による改正後の宿日直手当支給規程の規定は、令和七年四月一日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。

●東京都訓令第四十七号

事 中 一 般  
序 業 所

取用委員会事務局

労働委員会事務局

東京都知事 小池百合子

令和七年三月三十一日

東京都職員の人事考課に関する規程(平成十四年東京都訓令第一号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

事 中 一 般  
序 業 所

取用委員会事務局

労働委員会事務局

東京都服務監察規程(昭和四十七年東京都訓令第六十三号)の一部を次のように改める。

正する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第二条第一号中「室長」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長」を、「中央卸売市場長」の下に「スタートアップ戦略推進本部長」を加える。

第四条第五号中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

発 行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 都  
電話 ○三(五三三二)一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 價

一本号  
一箇月 六、六〇〇円 三〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

東京都千代田区神田神保町二丁目三十三番地一 鈴  
電話 ○三(五二七六)〇八一一(代)

郵便番号 101-0051